

米軍普天間基地返還についてのアメリカ合衆国政府との交渉に
関する意見書（案）

日本国政府とアメリカ合衆国政府は、本年５月２８日、沖縄県宜野湾市にある米軍普天間基地を同県名護市辺野古周辺に移設するとともに、訓練機能の一部を鹿児島県の徳之島等へ分散移転することで合意し、共同発表を行った。６月４日に国会において指名された菅直人内閣総理大臣も、この日米合意を引き継ぐ態度を表明している。

しかし、この日米合意の方向で普天間基地問題を解決することは、もはや不可能であり、方針の根本的な転換が必要である。

まず、両国政府は合意の理由として「米海兵隊の抑止力」を挙げているが、これは理由として成立しない。沖縄の米海兵隊の実態は、海外の紛争地に真っ先に出動し、ホバークラフトやヘリコプターを使って他国に上陸する、いわゆる「殴り込み部隊」である。イラクでの総攻撃作戦の最前線に立っているほか、多くの部隊が繰り返し海外演習を行い、沖縄を不在にしている。元日本政府高官は、中国や北朝鮮への対応を例に挙げて「海兵隊が抑止力なのか非常に疑問だ」と述べており、元駐日米大使特別顧問も「なぜ沖縄に海兵隊が必要なのか」と疑問を示している。

また、そもそも沖縄の米軍基地は、太平洋戦争末期の沖縄戦直後に、米軍が戦時国際法に反して占領地に居座り、その後もいろいろな手段で拡大したものであり、日本政府は無条件での返還を求めることが当然である。

今や、沖縄県内や鹿児島県の徳之島はもとより、日本国内のどこにも普天間基地移設受入れの地元合意が得られる場所はない。これは、基地をめぐる現実と道理に照らしても当然のことである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、日米合意を見直し、移設に関する条件を付すことなく、普天間基地の返還を求めてアメリカ合衆国政府と交渉する方向へと方針を改めるよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年６月 日

東京都議会議長 田 中 良